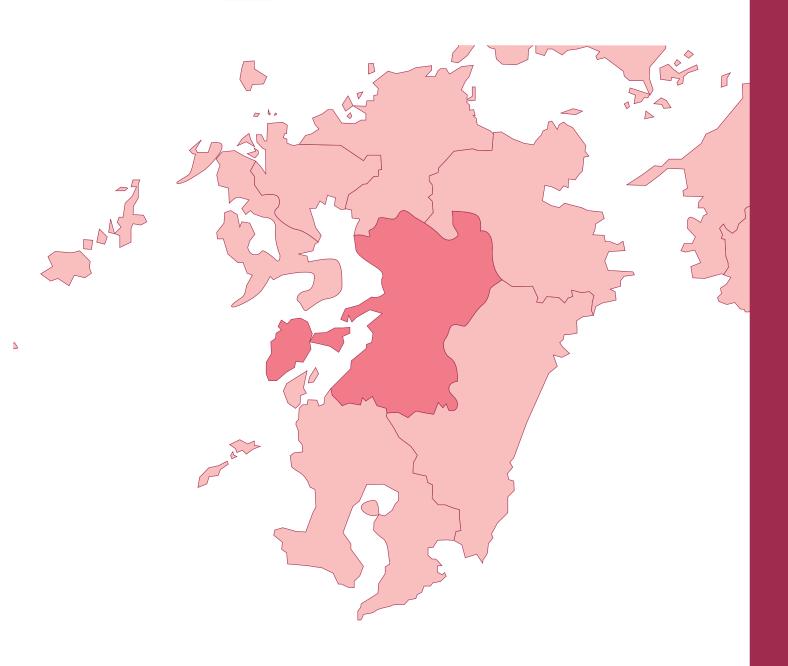
第2部(平成28年熊本地震)



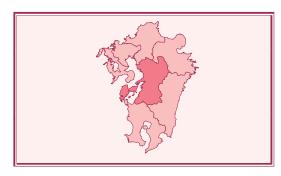
平成 28 年熊本地震

区画整理

熊本県

県央広域本部 土木部 益城復興事務所 区画整理工務課

須藤 和哉(都市整備局)



派遣先部署の業務概要(組織の目的・規模・内容等)

県央広域本部は、政令指定都市である熊本市と、平成 29 年度より上益城地域の嘉島町、益城町、御船町、甲佐町の一部業務を管轄区域としている。

【管内概要図】

照本規模央広域本部 土木部(熊本土木事務所) 毎内



土木部は、技術管理課、景観建築課、用地課、工務管理課及び益城復興事務所で構成されている。 私は益城復興事務所に令和4年度から着任し勤務している。

益城復興事務所は、平成 28 年熊本地震での倒壊家屋による交通機能の喪失や交通混雑等の課題を解消するため、熊本中心市街地と益城町市街地とを結ぶ主要幹線道路である都市計画道路益城中央線の拡幅整備事業(4車線化)と、甚大な被害を受けた益城町市街地の緊急かつ健全な早期復興を図るため益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の施行を主要事業として設置された。(平成 30 年 4 月 2 日開所)

【主要事業】



【益城復興事務所組織】

所長(土木部副部長)、次長

- · 総務課 (2名)
- ・街路用地課(8名)
- ・街路工務課(10名)…うち派遣職員(熊本市1名)
- ・区画整理用地課(8名)…うち派遣職員(益城町1名)
- ・区画整理工務課(18名)…うち派遣職員(東京都、福岡県、愛知県春日井市、同県安城市、同県 小牧市の各1名及び益城町4名)

担当した業務概要

私の配属先は区画整理工務課区画整理計画班で、担当業務は、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画(変更)及び実施計画(変更)に関すること、土地区画整理法第76条(建築行為等の制限)や、環境調査(土壌汚染対策等)に関することのほか、土地区画整理事業全般(換地設計等)における技術的支援である。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

今年度は、事業期間の中期にあり、事業終盤に実施する換地処分の準備に取り組むための重要な時期を迎えている。

一方で、本来であれば街区単位で実施する道路工事や整地工事などを、権利者の一日でも早い自宅 再建を実現させるという観点から、街区の一部でも再建可能であれば工事に着手し、宅地の引き渡し を行っているところもある。結果として、全体の換地設計や土地評価を、その都度見直す必要になる ため、事業期間への影響が危惧されている。

限られた期間内で、様々な課題の解決を図りつつ、益城町の早期復興の実現を目指し、プロパー職員と派遣職員が一丸となって日々取り組んでいるところである。

【平成28年熊本地震の概要】



【倒壊した建物】



【震災前】



【震災後】



印象的なエピソード

私は熊本派遣が2回目で、現在2年目を迎えている。5年前の前回は事業認可、事業計画の決定、第1回の仮換地指定や着工式の開催など、まさにこれから本格的な復興へ着手するという時期であった。

現在の事業進捗状況は、仮換地指定率が画地ベースで約9割、区画整理工事の着手も約6割に迫り、 順次、仮換地(宅地)の引渡しを行うことで、権利者の自宅再建が進んでいるところである。

また、大きな被害を受け、再建を進めてきた役場新庁舎が令和5年3月24日に完成し、同年5月8日に開庁するなど、着実に復興に向かっていると実感することができた。

【進捗状況図(令和6年2月現在)】



【完成した役場新庁舎】

免震構造を採用。災害時のインフラ 供給停止の際、3日間の機能維持が可 能な設備を整え、災害対策本部として の機能が強化。



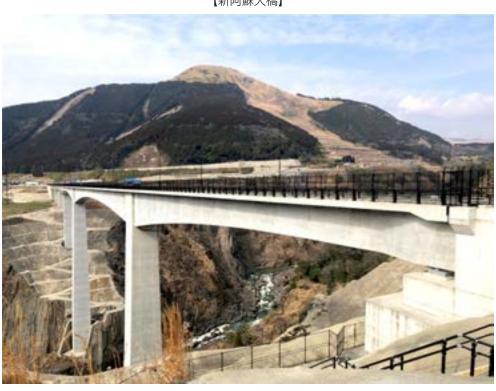
今後の都政に活かせること・活かしたいこと

平成 28 年熊本地震から 8 年を経過しようとしている現在、復興は確実に前進しているが、未だ道半ばである。

これまでの復興支援業務で強く感じたことは、被災された権利者の皆様に、一日でも早く安全な土地をお返しし、生活再建を実現していただくため、常にスピード感をもって取り組むことである。

被災地に赴かなければ知る由もなかった山積された課題とその解決手法等について実務を通じて経験したことで、少なからず復興土地区画整理事業における知見やノウハウを獲得することができたのではないかと感じている。

この貴重な経験をもとに、今後、東京に深刻な被害をもたらすことが予想される首都直下地震等の災害対策に活かしたい。



【新阿蘇大橋】





